

脊髄性筋萎縮症

SMA

Spinal Muscular Atrophy

のある人が利用できる

制度やサービスのご紹介

監修
社会福祉士 福島 慎吾

はじめに

社会福祉士 福島 慎吾

SMAのある人が利用できる制度やサービスにはさまざまなものがあります。症状や重症度、年齢やお住まいの地域によっても利用できる制度が変わることがあります。制度を利用し支援を受けるには、まずはサポートしてくれる制度の情報を入手することが必要になってきます。本冊子では、SMAのある人の生活に役立つ制度やサービスの情報を掲載しています。詳しくは、お住まいの都道府県や市町村などの相談窓口や、病院のソーシャルワーカーなどの専門家にお問い合わせください。本冊子に掲載された情報を、ご自身がどのような支援を必要としているのかを把握するヒントとしたり、利用したい制度や利用できる制度があれば積極的に相談窓口とつながって、毎日の生活にお役立ていただけると幸いです。

参考情報 どこに相談していいかわからないときは……

認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク

医療や福祉に関する相談先がなく、問題を家族だけで抱えてしまうこともあるかもしれません。認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワークでは、難病の子どもとご家族を支援するため、医療、教育、福祉などに関するご家族からの相談を受け付けたり、子どもやご家族のネットワーク作りを行っています。

認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク
<https://www.nanbyonet.or.jp/>
 ネットワーク電話相談室:03-5840-5973 (月~金の11:00~15:00)



Together in SMAでは、社会保障制度について、より詳しい情報を紹介しています。

TOGETHER IN SMA™

脊髄性筋萎縮症(SMA)とともに

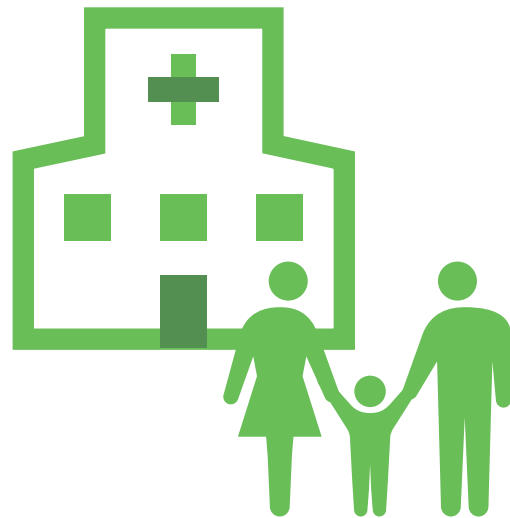
SMAとともに

検索



医療費をサポートする制度(公費負担医療)	4
・小児慢性特定疾病の医療費助成	6
・指定難病の医療費助成	8
・乳幼児・子ども医療費助成	10
・自立支援医療制度(育成医療、更生医療)	10
・重度心身障害児(者)医療費助成	12
・高額療養費制度	13
くらしや社会生活をサポートする制度やサービス	16
・身体障害者手帳	18
・障害者総合支援法・児童福祉法による障害福祉サービス・障害児通所支援	19
・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	24
・小児慢性特定疾病の日常生活用具給付事業	25
・療養生活環境整備事業・難病特別対策推進事業	25
・訪問看護(医療保険の訪問看護)	26
・在宅療養指導管理料による機器や物品の支給・貸与	26
参考情報 事業所の情報を入手したいとき	27
・その他の制度・サービス	28
就学・通学に関する支援	28
就労に関する支援	29
参考情報 就労や支援に関する相談ができる機関	32
移動に関する支援	33
参考情報 バリアフリー情報を活用してみましょう	36
参考情報 移動のサポートとなるマーク	36
災害に関する支援	38
参考情報 お住まいの自治体・地域の災害対策を確認してみましょう	39
生活費をサポートする制度やサービス	40
年金・社会手当	40
・障害基礎年金 ・障害児福祉手当	42
・特別障害者手当 ・特別児童扶養手当	43
年金・社会手当以外の制度	44
・生活困窮者自立支援制度	44
・生活福祉資金貸付制度	45
・生活保護	46
その他のサービス	47

医療費をサポートする制度 (公費負担医療)



多くの制度は、指定医療機関において、その疾病等を起因とした医療費や障害を改善するための医療費のみが助成対象となりますが、なかには歯科治療やけがの治療など、医療保険を利用したあらゆる医療が助成対象となる制度もあります。

	乳幼児 (0～5歳)	小学生 (6～12歳)	中学生 (13～15歳)	高校生～ 20歳未満 (16～19歳)	20歳以上
SMAに関する 医療費を 助成する制度	小児慢性特定疾病				
	20歳未満の場合も、指定難病の医療費助成は利用できますが、小児慢性特定疾病が利用できる場合はそちらを利用することがおすすめです				
	自立支援医療制度の育成医療				18歳～ 更生医療
SMA以外の 医療費も 助成する制度	乳幼児・子ども医療費助成 助成年齢は自治体によって異なるが、中学校3学年修了までのことが多い				
	重度心身障害児(者)医療費助成				
	高額療養費制度				

申請先： 都道府県・政令市・中核市 都道府県 市町村 医療保険制度

※一部制度は自治体によっては申請先が変わることがあります。

● 小児慢性特定疾病の医療費助成

20歳未満の方に適した制度です

SMAは、小児慢性特定疾病の対象疾病の指定を受けているため、運動障害が続く場合、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後等）、経管栄養などを継続的に行っていると医学的に判断された方が助成の対象となります。

対象範囲：

指定医療機関における医療費で、かつSMAに起因すると医師が認めた医療

対象年齢：

18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで）

自己負担金：

2割の定率負担で、所得等に応じたひと月あたり負担の上限額が定められている

小児慢性特定疾病の医療費助成にかかる自己負担上限額 （単位：円）

階層区分 ()内の数字は年収の目安 (夫婦2人子1人世帯)		負担上限月額(患者負担割合:2割、外来+入院)		
		一般	重症*	人工呼吸器等 装着者
生活保護等		0		
市町村民税 非課税 (世帯)	低所得Ⅰ (~約80万円)	1,250		500
	低所得Ⅱ (80万円超~)	2,500		
一般所得Ⅰ 市区町村民税 7.1万円未満 (約200万円~約430万円)		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ 市区町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約430万円~約850万円)		10,000	5,000	
上位所得 市区町村民税 25.1万円以上 (約850万円~)		15,000	10,000	
入院時の食費		1/2自己負担		

※重症：①高額な医療費が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。

近い将来制度の内容が見直される可能性があります。

小児慢性特定疾病情報センターホームページ
<https://www.shouman.jp/assist/expenses> を一部加工して作成



申請に必要な書類：

申請書、医療意見書、住民票、世帯の所得を確認できる書類、保険証、同意書など

有効期間：

1年（毎年更新の手続きが必要）

問い合わせ先：

お住まいの指定市、中核市、児童相談所設置市にお住まいの場合は各市の担当窓口、その他の場合は都道府県の担当窓口

各自治体の担当窓口は、

小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください。

<https://www.shouman.jp/support/prefecture/>



● 指定難病の医療費助成

20歳以上の方(小児慢性特定疾病の対象年齢を超えた方)に適した制度です
SMAは、指定難病の対象疾病であるため、生活における重症度分類を評価し、日常生活や社会生活に支障があると医学的に判断された方が助成の対象となります。

対象範囲:

指定医療機関における医療費で、かつSMAに起因すると医師が認めた医療

対象年齢:

年齢要件はない

自己負担金:

2割の定率負担で、所得等に応じたひと月あたり負担の上限額が定められている

医療費助成における自己負担上限額(月額)

(単位:円)

階層区分 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安		負担上限月額(患者負担割合:2割、外来+入院)		
		一般	高額かつ長期*	人工呼吸器等装着者
生活保護		0		
市区町村民税 非課税(世帯)	低所得Ⅰ(～約80万円)	2,500		1,000
	低所得Ⅱ(80万円超～)	5,000		
一般所得Ⅰ 市区町村民税7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ 市区町村民税7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得 市区町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費		全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、難病の医療費助成を受け始めてから後、月ごとの医療費総額(10割)が5万円を超える月が年6回以上ある場合を言います。
近い将来制度の内容が見直される可能性があります。

難病情報センターホームページ

https://www.nanbyou.or.jp/wp-content/uploads/at_files/0000/1961/20180227_01.jpg

より引用(2020年8月現在)



申請に必要な書類:

申請書、診断書、住民票、世帯の所得を確認できる書類、保険証、同意書など

有効期間:

1年(毎年更新の手続きが必要)

問い合わせ先:

お住まいの都道府県等の相談窓口(主として保健所)

各自治体の担当窓口は、
難病情報センターのホームページをご覧ください。

<http://www.nanbyou.or.jp/>



※小児慢性特定疾病のひと月あたり負担の上限額は、指定難病のひと月あたり負担の上限額の半額に設定されているため、両制度の対象となる場合には、小児慢性特定疾病を利用するほうがよいでしょう。制度上の優先順位はありません。

● 乳幼児・子ども医療費助成

SMAを含めた医療保険を利用したあらゆる医療が対象です
対象年齢を各自治体にご確認ください

特定の年齢に達するまでの乳幼児・子どもの医療費を助成する制度です。自治体によって所得による制限があります。また、一定の期間、医療費の立て替えを要することもあります。

対象範囲:

歯科治療やけがの治療など、医療保険を利用したあらゆる医療

対象年齢・自己負担金:

自治体によって異なる

申請に必要な書類:

申請書、保険証、母子健康手帳など

有効期間:

自治体によって異なる

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口(主として児童福祉部門)

● 自立支援医療制度(育成医療、更生医療)

側わんの外科手術などに適用できる制度です

□ 育成医療

身体に障害があって、これを放置すると将来障害を残すと認められ、手術などによって障害の改善が見込まれる場合の医療費を軽減する制度です。

対象範囲:

指定医療機関における入通院にかかる医療費

対象年齢:

18歳未満

申請に必要な書類:

申請書、意見書、世帯の所得を確認できる書類、保険証など

□ 更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方は、更生医療が適用されます。

対象範囲:

指定医療機関における入通院にかかる医療費

対象年齢:

18歳以上で、身体障害者手帳をお持ちの方

申請に必要な書類:

申請書、意見書、身体障害者手帳、世帯の所得を確認できる書類、保険証など

自己負担金:

1割の定率負担で、低所得者や育成医療の中間所得層にはひと月あたり負担の上限額が定められている

自立支援医療制度の自己負担上限額(月額)

(単位:円)

所得区分	更生医療	育成医療	重度かつ継続 ^{※1}
一定所得以上 市町村民税 235,000円以上	対象外		20,000 ^{※2}
中間所得2 市町村民税33,000円以上 235,000円未満	医療保険の 高額療養費	10,000 ^{※2}	10,000
中間所得1 市町村民税課税以上 33,000円未満		5,000 ^{※2}	5,000
低所得2 市町村民税非課税 (本人収入が800,001円以上)	5,000		
低所得1 市町村民税非課税 (本人収入が800,000円以下)	2,500		
生活保護	0		

※1「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象になる者
医療保険の高額療養費の多数該当の者

※2「重度かつ継続」の一定所得以上、「育成医療」の中間所得の自己負担上限額は、2021年3月31日までの経過的特例です。

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口(主として障害福祉部門)

● 重度心身障害児(者)医療費助成

重度な障害の方で、SMAを含めた医療保険を利用したあらゆる医療が対象です。心身に重度の障害のある方に医療費を助成する制度です。SMAによって身体障害者手帳の1、2級をお持ちの場合には、ほぼ対象となります。自治体によって所得による制限があることもあります。また、一定の期間、医療費の立て替えを要することもあります。

対象範囲:

歯科治療やけがの治療など、医療保険を利用したあらゆる医療

自己負担金:

自治体によって異なる



申請に必要な書類:
申請書、保険証、身体障害者手帳など

有効期間:
自治体によって異なる

問い合わせ先:
お住まいの市町村の相談窓口
(主として障害福祉部門)

● 高額療養費制度

長期の入院や手術などで高額な医療費がかかるときに使えます

暦月ごとに医療機関や薬局の窓口で支払った額が、レセプト単位でひと月あたり負担の上限額を超えたときに、その超えた額を払い戻す制度です。限度額適用認定証を提示すれば、同一の医療機関の窓口での支払いは、ひと月あたり負担の上限額の範囲ですみます。複数の医療機関を受診したときの合算や多数回該当のしくみ、公費負担医療との関係など非常に複雑な制度です。

対象範囲:

医療機関や薬局の窓口で支払った額
(入院時の食費や差額ベッド代は含まない)

自己負担金:

所得に応じたひと月あたり負担の上限額や、
該当回数に応じたひと月あたり負担の上限額が定められている

70歳未満の自己負担限度額

所得区分 ^{※1}			1か月の負担の上限額
ア	年収 約1,160万円～	健保:標準報酬月額 83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% (多数回該当:140,100円)
		国保:旧ただし書所得 901万円超	
イ	年収 約770万円～ 約1,160万円	健保:標準報酬月額 53万～79万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% (多数回該当:93,000円)
		国保:旧ただし書所得 600万円～901万円	
ウ	年収 約370万円～ 約770万円	健保:標準報酬月額 28万～50万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (多数回該当:44,400円)
		国保:旧ただし書所得 210万円～600万円	
エ	～年収 約370万円	健保:標準報酬月額 26万円以下	57,600円 (多数回該当:44,400円)
		国保:旧ただし書所得 210万円以下	
オ	低所得者(市区町村住民税非課税) ^{※2}		35,400円 (多数回該当:24,600円)

※1 健康保険の標準報酬月額は58,000円から1,390,000円までの50等級に区分。国民健康保険の「旧ただし書所得」は、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額。

※2 健保では被保険者が市町村住民税非課税の場合、国保では世帯主と世帯の被保険者全員が市町村住民税非課税の場合などが該当。

70歳以上75歳未満の自己負担限度額

所得区分			外来(個人ごと)	1か月の負担の上限額 外来+入院(世帯合算)
現役並み	年収 約1,160万円～	標準報酬月額83万円以上 ／課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000) ×1%	
	年収 約770万円～ 約1,160万円	標準報酬月額53万円以上 ／課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	
	年収 約370万円～ 約770万円	標準報酬月額28万円以上 ／課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000) ×1%	
一般	年収 156万円～ 約370万円	標準報酬月額26万円以下 ／課税所得145万円未満	18,000円 (年14万4千円)	57,600円
住民税 非課税等	II 住民税非課税世帯	I以外の方	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯	年金収入80万円以下など		15,000円

75歳以上の自己負担限度額

負担割合	所得区分			外来(個人ごと)	1か月の負担の上限額 外来+入院(世帯合算)
3割	現役並み	年収 約1,160万円～	課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000) ×1%	
		年収 約770万円～ 約1,160万円	課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	
		年収 約370万円～ 約770万円	課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000) ×1%	
1割	一般	年収 156万円～ 約370万円	課税所得145万円未満	18,000円 (年14万4千円)	57,600円
	住民税 非課税等	II 住民税非課税世帯	I以外の方	8,000円	24,600円
		I 住民税非課税世帯	年金収入80万円以下など		15,000円

申請に必要な書類:

申請書、保険証、医療機関等の領収書など

問い合わせ先:

ご自分の加入する医療保険制度の保険者
(全国健康保険協会や健康保険組合などの健康保険事業の運営主体)
医療機関の医療ソーシャルワーカー

自分に合った制度を利用し、費用の負担を抑えましょう

6ページから14ページでご紹介した医療費助成制度は、対象となっていればどれでも利用でき、どの制度を利用するか自分で選ぶことができます。しかし、制度によって自己負担割合やひと月の上限額、入院時の食費などが違います。また、窓口でひと月の上限額以上は支払わなくてすんだり、いったん窓口で支払ってあとから払い戻しを受けるなど、助成の形も制度によって違います。通院が中心、入院の機会が多いなど、治療内容で制度のメリットも変わってきます。窓口での負担や食費、受給者証等の有効期間などを目安に、自分の治療に合った制度を選んで費用の負担を軽減しましょう。お住まいの自治体によって対象や費用負担が異なる制度もありますので、かかっている医療機関のソーシャルワーカーに相談するのもよいでしょう。

	窓口での自己負担	入院時の食費	受給者証等の有効期間
P6-7 小児慢性特定疾病	2割もしくは ひと月の負担上限額の低い方	1食260円 その2分の1を負担	原則1年以内*
P8-9 指定難病	2割もしくは ひと月の負担上限額の低い方	1食260円 全額自己負担	原則1年以内*
P10-11 自立支援医療制度の 育成医療・更生医療	1割もしくは ひと月の負担上限額の低い方	原則1食460円 全額自己負担 (低所得者は軽減)	原則3か月以内*
P10 乳幼児・子ども 医療費助成	対象となる年齢や自己負担の金額は市町村によって異なる (一定期間、医療費を立て替える場合もある)		
P12 重度心身障害児(者) 医療費助成	対象となる障害の範囲や自己負担の金額は市町村によって異なる (一定期間、医療費を立て替える場合もある)		

*申請の際に必要な臨床調査個人票などには文書料がかかる場合があります。



くらしや社会生活を サポートする制度やサービス

障害の種類や程度に応じて障害福祉サービスを受けることができます。障害者手帳がなくても利用できるサービスもあります。

	福祉用具、医療機器等の物品支給サポート	介護や預かり等の人的サポート	訓練等の社会生活サポート	相談サポート
障害者総合支援法・児童福祉法による障害福祉サービス・障害児通所支援	○	○	○	○
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業		○ 任意事業	○ 任意事業	○
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	○			
療養生活環境整備事業・難病特別対策推進事業		○		○
訪問看護(医療保険)		○		
在宅療養指導管理料による機器や物品の支給・貸与	○			
身体障害者手帳	幅広いさまざまなサービスが提供されており、お住まいの自治体で、受けられるサービスは異なります。			

申請先: 都道府県・政令市・中核市

都道府県

市町村

● 身体障害者手帳

障害福祉制度を利用するための証明書です
早めに申請することをおすすめします

身体障害者福祉法で定められた障害の種類と程度に該当する方に交付される手帳で、SMAのある方には通常、肢体不自由（上肢・下肢・体幹の障害）による身体障害者手帳が交付されます。

主なサービス：

障害の程度により1級から6級（1級が最重度）までの等級に分かれており、等級によって受けられるサービスが限定されるものもある

- ・所得税・住民税・相続税などの障害者控除、相続税・贈与税の非課税、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免
 - ・マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の利用
 - ・高速・有料道路の通行料金の割引
 - ・駐車禁止除外指定票の交付
 - ・鉄道・バス・船舶・国内線航空運賃の割引、マイカーの燃料費助成、コミュニティーバスの無料乗車券の交付
 - ・タクシー料金の割引、タクシー券の支給
 - ・放送受信料の減免
 - ・水道料金・下水道料金の免除
 - ・携帯電話料金の割引
 - ・公営住宅への優先入居
 - ・無利子ないし低利子の資金貸付
 - ・入園料や駐車料金の減免
- など

有効期間：

障害の程度が変わった場合には、等級変更の手続きが必要
再認定の対象者の場合は、期日までに再申請の手続きが必要

申請に必要な書類：

申請書、診断書・意見書、写真など

問い合わせ先：

お住まいの市町村の相談窓口（主として障害福祉部門）

● 障害者総合支援法・児童福祉法による 障害福祉サービス・障害児通所支援

ヘルパー派遣や電動車いす・福祉用具の支給、デイサービスなどのサービスがあります

SMAのある方は、障害福祉サービスによる介護給付費、訓練等給付費、補装具費の支給、地域生活支援事業などや障害児通所支援の対象となります。

□ 介護給付

ヘルパーの派遣やショートステイが利用できます。
市町村による障害支援区分の認定が必要です。
（18歳未満の方は、市町村が、支給の要否と支給量の決定を行います）

主なサービス：

- ・**居宅介護**：ヘルパーが居宅において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、このほか生活などに関する相談、助言などを行う
- ・**重度訪問介護**：ヘルパーが居宅において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、このほか生活などに関する相談、助言などを行うほか、外出時における移動中の介護を行う（原則18歳以上、例外15歳以上の方）。訪問先の対象は拡大され、居宅だけでなく、入院中の医療機関などでも利用することができる
- ・**重度障害者等包括支援**：重度の障害のある方に、居宅介護、重度訪問介護、短期入所などを包括的に提供する
- ・**短期入所（ショートステイ）**：施設において短期間の入所を行い、入浴・排せつ・食事などの介護などを行う

自己負担金：

原則1割の定率負担で、所得等に応じたひと月あたり負担の上限額が定められている。他のサービスとの合算による軽減などもある

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）は障害のある方とその配偶者、障害児（施設に入所する18、19歳を含む）は保護者の属する住民基本台帳での世帯

問い合わせ先：

お住まいの市町村の相談窓口（主として障害福祉部門）、
障害者相談支援センター、各事業所

□ 障害児通所支援

療育の必要な方が対象です。市町村が、支給の可否と支給量の決定を行います。身体障害者手帳がなくても利用できます。

主なサービス:

・児童発達支援:

未就学の方を対象に日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。医療型児童発達支援は、これに合わせて治療を行う

外出が困難な方に対しては、居宅を訪問して児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新設された

※3～5歳までの児童発達支援などのサービスは、無償で提供される

・放課後等デイサービス:

小学校、中学校、高等学校（特別支援学校の小学部、中学部、高等部）に通学中の方を対象に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のほか、放課後の居場所作りなどを行う

自己負担金:

原則1割の定率負担で、所得等に応じたひと月あたり負担の上限額が定められている。他のサービスとの合算による軽減などもある

生活保護	生活保護世帯に属する者		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、 ホームヘルプを 利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口（主として子ども・児童福祉・障害福祉部門）や児童発達支援センター、各事業所

□ 補装具費の支給

電動車いす、意思伝達装置などの支給制度です。

主な品目:

補装具（座位保持装置、車いす、電動車いす、座位保持具、起立保持具、歩行器、重度障害者用意思伝達装置など）の購入や修理に要した費用について、基準価格に基づいて支給

障害特性や生活環境などから真にやむを得ないと認められるときには、基準価格を超えるものも、特例補装具として支給される

自己負担金:

原則1割の定率負担で、所得等に応じたひと月あたり負担の上限額が定められている。他のサービスとの合算による軽減などもある

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

世帯に高額所得者（市町村民税の納税額が46万円以上）がいると、補装具費の支給対象外となる。

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/yogu/aiyo.html
 (2020年8月現在)



問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口（主として障害福祉部門）や障害者相談支援センター、事業者

電動車いすについては、厚生労働省の通知に対象者が学齢児以上と書かれているため、低年齢の子どもたちへの電動車いすの支給を一律に認めないとする市町村も存在します。厚生労働省のQ&Aには「電動車いすに係る補装具費の支給は、…身体障害児の身体状況、年齢、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断し…対象児童の年齢のみをもって一律に支給しないことを決定し、申請を却下することは適当でない」とされていることを覚えておきましょう。

厚生労働省「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」の電動車いすの対象年齢について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa51.pdf>
 (2020年8月現在)



□地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に柔軟に対応するため、市町村の創意工夫によって任意事業を行っているところもあります。

主なサービス：

・日常生活用具給付等事業：

基準価格に基づいて福祉用具を支給・貸与するもの

主な品目

- ・介護・訓練支援用具(特殊寝台、特殊マット、入浴担架、体位変換器、移動用リフトなど)
- ・自立生活支援用具(入浴補助用具、便器、歩行支援用具など)
- ・在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーターなど))
- ・居宅生活動作補助用具(小規模な住宅改修) など

・移動支援事業：

屋外での移動が困難な方が外出するときに、ヘルパーが同行するもの

自己負担金：

市町村によって異なる

問い合わせ先：

お住まいの市町村の相談窓口(主として障害福祉部門)や障害者相談支援センター、各事業所や事業者

□就労支援

障害者総合支援法では、障害福祉サービスのほか、就労支援のサービスも提供しています。一般企業での就労を希望する方、一般企業で就労が難しい方など、さまざまな方を対象にしたサービスを用意しています。

主なサービス：

・就労移行支援：

一般の企業などで働くことを希望する方に就労に必要な訓練を行ったり、求職活動の支援などを行う

・就労継続支援A型(雇成型)：

一般企業で働くのが難しい方に、雇用契約を結んで就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のための支援を行う

・就労継続支援B型：

通常の事業所での就労が難しい方に、雇用契約を結ばず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のための支援を行う

・就労定着支援：

就労移行支援や就労継続支援などを利用した方が就労後に課題が生じた場合に、企業や関係機関と連絡調整し、課題の解決を目指して支援する

自己負担金：

原則1割負担で、所得等に応じたひと月の上限額が定められている。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)は障害のある方とその配偶者、障害児(施設に入所する18、19歳を含む)は保護者の属する住民基本台帳での世帯

問い合わせ先：

お住まいの市町村の相談窓口

● 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病の方が対象です

相談支援、自立支援員による支援の必須事業のほか、療養生活支援事業、相互交流支援事業、就職支援事業、介護者支援事業、その他の自立支援事業が任意事業としてあります。
新しい制度のため、任意事業については未実施の自治体がまだ多いのが現状です。

主なサービス:

- **相談支援事業:**
療育相談指導や巡回相談、ピアカウンセリング、自立に向けた育成相談、学校・企業などの地域関係者からの相談への対応と情報提供など
- **小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援:**
自立支援計画書の作成とフォローアップ、関係機関との連絡調整など
- **療養生活支援事業:**
医療機関によるレスパイト事業など
- **相互交流支援事業:**
ワークショップや相互交流を行う機会の提供など
- **就職支援事業:**
職場体験、職場見学、就労に向けて必要なスキルの習得支援など
- **介護者支援事業:**
通院の付添い、家族の付添い宿泊支援、きょうだいの預かり支援、家族向け介護実習講座など
- **その他の自立支援事業:**
学習支援、身体作り支援、自立に向けた健康管理等の講習会、コミュニケーション能力向上支援など

問い合わせ先:

お住まいの都道府県等の相談窓口(主として保健所)

● 小児慢性特定疾病の日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病の方を対象にした日常生活用具の給付を行います

主なサービス:

基準価格に基づいて福祉用具を支給するもの

主な品目

- ・便器、特殊マット、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、人工鼻など

問い合わせ先:

市町村の相談窓口(主として障害福祉部門)や
障害者相談支援センター、事業者

● 療養生活環境整備事業・難病特別対策推進事業

指定難病の方が対象です

指定難病の方が地域で安心して療養しながらくらしを続けていくことができるように環境を整えるとともに、受け入れ医療機関の確保を図るものです。

主なサービス:

- **難病相談支援センター事業:**
難病の方とその家族の相談支援や就労支援などを行う
- **在宅人工呼吸器使用患者支援事業:**
在宅で人工呼吸器を使用している指定難病の方に、原則として1日につき4回目以降の訪問看護について、1人あたり年間260回を限度として補助する
- **在宅難病患者一時入院事業:**
在宅の難病の方が、介護者の病気治療やレスパイトにより、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時入院する(原則14日以内) など

問い合わせ先:

お住まいの都道府県の相談窓口(主として保健所)や難病相談支援センター

● 訪問看護（医療保険の訪問看護）

ご自宅に看護師が訪問して療養生活のお世話や診療の補助を行います

主治医から訪問看護ステーションや医療機関などの訪問看護事業所へ訪問看護指示書を発行してもらうことで訪問看護を利用できます。

医療保険のきまりで、訪問看護の利用回数や利用時間には制約があるが、SMAは厚生労働大臣が定める疾病に指定されているため、特例として週4日以上、1回の訪問看護の時間は最大90分までのサービスを受けることができるほか、人工呼吸器を使用している状態にある方、長時間のサービスを必要とする15歳未満の超重症児の方には、長時間利用の特例がある

自己負担金:

公的医療保険の自己負担（原則3割）となるが、公費負担医療や高額療養費の対象

問い合わせ先:

主治医または医療機関の医療ソーシャルワーカー、訪問看護ステーション

● 在宅療養指導管理料による 機器や物品の支給・貸与

在宅療養に必要な機器や物品が医療機関から提供されます

主治医が、在宅療養において必要と認める医療材料（人工呼吸器や排痰補助装置など）や、衛生材料（気管カニューレ、チューブ、脱脂綿など）は、この指導管理料で必要かつ十分な量が支給されることになっています。

問い合わせ先:

主治医または医療機関の医療ソーシャルワーカー

参考情報 事業所の情報を入手したいとき

○ 障害福祉サービス等情報検索

独立行政法人福祉医療機構によるウェブサイトで、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを実施している全国の事業所を紹介しています。障害児の通所系、入所系、相談系サービスなどを実施しているお近くの事業所を調べることができます。

リンク先:

独立行政法人 福祉医療機構WAM NET
障害福祉サービス等情報検索

<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>



○ 医療的ケア児等コーディネーター（医療的ケア児等総合支援事業）

2019年に要綱が制定された「医療的ケア児等総合支援事業」では、医療的ケアが必要な子どもとその家族を支援するため、医療的ケアに詳しく、医療的ケア児に必要な保健や医療、福祉などの支援を総合調整する支援者「医療的ケア児等コーディネーター」を養成しています。医療的ケア児等コーディネーターによる支援を受けたい場合は、自治体に医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者（または修了者の所属事業所）について確認してみましょう。自治体によっては医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の所属事業所をホームページなどで公開しています。

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口

その他の制度・サービス

公的な制度のほかにもさまざまなサービスが提供されています。
上手に活用していきましょう。

就学・通学に関する支援

義務教育が始まる学齢期から、職業訓練や就労支援が必要となる青年期にかけて、ライフステージ別にさまざまな制度やサービスを組み合わせて利用する必要が生じる場合もあるでしょう。利用できるサービスは、地域によってそれぞれです。お住まいの市町村・地域などの窓口にご相談してみてくださいはいかがでしょうか。

■大学における障害学生支援の体制整備

障害者差別解消法施行後、各大学で支援体制整備が進められています。特に、国公立大学では合理的配慮の不提供の禁止が義務づけられ、例えば、京都大学では、学生サポーターが障害に合わせてノートテイク、移動介助などの支援活動を行っています。主な大学の支援体制については、下記ウェブサイトを確認することができます。

リンク先:

独立行政法人日本学生支援機構
国立大学等「障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」リンク集

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/documents/uni_link.html



就労に関する支援

SMAのある方は、就労が難しい場合もあるかもしれません。病気の治療中であつたり障害があつても仕事をするためのさまざまな事業やサービスがありますので、それらの利用を考えてみてはいかがでしょうか。

■難病患者就職サポーター

ハローワークの障害者専門援助窓口に配置され、就労を希望する難病の方や在職中に難病を発症した方の相談に乗り、難病相談支援センターなどと連携した就労支援、就職後のフォローなどを行っています。難病患者就職サポーターが配置されているハローワークは各都道府県に1カ所程度ですが、出張相談を行っている場合もあります。

問い合わせ先:

お住まいの都道府県のハローワーク

■障害者トライアル雇用

約3～6か月という一定の期間、試用雇用を行うことで、就職する側と受け入れる企業側両方の不安を解消し、雇用の継続を目指す制度です。トライアル雇用期間中に、就職する側は仕事の適性や職場環境に対する不安を、企業側はどのような配慮が必要かなどの不安の解消を図ります。

障害があつて、これまで働いたことがない職業に挑戦したい方や、離転職を繰り返しており長く働き続けられる職場を探している方などが対象となります。障害者トライアル雇用を利用したい場合は、ハローワークで「障害者トライアル雇用求人」に応募します。障害者手帳を持っていなくても、障害があれば対象となる場合があります。

問い合わせ先:

お近くのハローワーク

■ 職場適応援助者(ジョブコーチ)

職場適応援助者(ジョブコーチ)は、障害のある方が職場に適応できるように、実際に働いている職場に出向き、支援計画を作成して本人や職場を一定期間支援し、職場適応と定着を図るものです。地域障害者職業センターに所属しているジョブコーチが職場に出向く「配置型」、社会福祉法人などに所属しているジョブコーチが職場を訪問する「訪問型」、社内の従業員がジョブコーチ養成研修を受けてジョブコーチとなる「企業在籍型」があります。ジョブコーチは障害のある方本人、障害者を雇用する事業主のいずれも利用を申し込むことができます。

問い合わせ先:

全国の地域障害者職業センター

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトにも全国の地域障害者職業センターの連絡先が掲載されています。



<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/index.html>

■ 生活困窮者自立支援制度による就労支援

何らかの理由で経済的に困難な状況にあり、最低限度の生活を送ることができなくなっている方に対し、生活保護に至る前で自立を支援する制度で(44ページでもご紹介しています)、任意事業ですが就労準備支援事業や就労訓練事業などの就労支援を行っている場合があります。

問い合わせ先:

お住まいの市町村の自立相談支援機関、
お住まいの市町村に自立相談支援機関がなければ都道府県、市町村

■ 障害者の在宅就業支援ホームページ チャレンジホームオフィス

障害によって通勤が難しくても、コンピューターやインターネットなどを活用して、在宅で仕事をするのが可能となっています。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、障害者の就業の機会を増やすために、在宅就業を希望する障害者の方と企業に支援情報を提供しています。ホームページには、厚生労働大臣の登録を受けて、発注元と在宅就業障害者の間に立って在宅就業を支援する在宅就業支援団体、厚生労働省の登録団体ではありませんが支援活動を行っている団体などの一覧が掲載されています。

リンク先:

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
チャレンジホームオフィス

<https://www.challenge.jeed.or.jp/index.html>



■ 独立行政法人労働者健康安全機構による 治療と仕事の両立支援

独立行政法人労働者健康安全機構が行っている、病気の治療を続けながら働いている方に対する支援制度です。仕事との両立に関する不安や今後の働き方などの相談に乗り、両立支援促進員が助言や支援を行います。

問い合わせ先:

お住まいの都道府県の産業保健総合支援センター

全国統一ダイヤル 0570-038046 に電話すると、最寄りの産業保健総合支援センターにつながります。

参考情報 **就労や支援に関する相談ができる機関**

○ **難病相談支援センター**

各都道府県・指定都市に設置され、保健師などが専門相談員として配置されています。

- ◇電話、面談などで療養生活上、日常生活上の相談や各種公的手続きなどの相談支援
- ◇難病の患者などの自主的な活動などに対する支援
- ◇適切な就労支援サービスが受けられるようハローワークなどの就労支援機関と連携して就労・相談支援などを行っています。

問い合わせ先:

難病情報センターのウェブサイトに都道府県・指定都市の難病相談支援センターの連絡先が掲載されています。



<https://www.nanbyou.or.jp/entry/1361>

○ **障害者就業・生活支援センター**

身近な地域で障害者を支えるために、厚生労働省や都道府県から社会福祉法人、NPOなどが委託を受け、全国に334センター（2019年6月現在）設置されています。

- ◇就労準備が必要な方には就労移行支援事業所などへ紹介するなど就労に向けた準備支援
- ◇就職活動前の企業への面接同行支援、雇用後の現場訪問
- ◇就労するため、就労継続するために関わる生活面の支援を、福祉サービスの活用や保健所などとの連絡調整などで支援などを行い、就業と生活の支援を一体的に行います。

問い合わせ先:

お近くの障害者就業・生活支援センター

厚生労働省のウェブサイトに障害者就業・生活支援センターの連絡先が掲載されています。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000525102.pdf>

移動に関する支援

車いすやストレッチャーを利用している方が移動する際にサポートが得られるサービスをご紹介します。

■ **一般財団法人全国福祉輸送サービス協会**

福祉輸送車両（車いす専用車、寝台車及び車いす寝台兼用車、福祉バス）で事業を行う事業者による団体で、車いすや寝台に乗ったまま利用できる福祉輸送車両を利用したいときに、ウェブサイトで福祉輸送を行っている事業者の連絡先や保有車両を検索することができます。

リンク先:

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会

<https://www.zenfukukyo.jp/index.html>



■ **JR（新幹線を利用するとき）**

新幹線の車いす対応座席や多目的室を利用する場合は、事前の申し込みが必要です。

	車いす対応座席	多目的室	
		利用の可否	申し込み
JR 北海道	駅に直接または電話で申し込む。北海道・東北新幹線の場合はウェブサイトでも申し込みができ、その後予約状況について電話で連絡がくる。	○	駅に直接または電話で申し込む。 ※利用にあたっては条件があるため駅に問い合わせる。
JR 東日本	みどりの窓口に直接または電話で申し込む。ウェブサイトでも申し込みでき（乗車・降車、購入駅は一部駅に限られる）、その後申し込み結果について電話で連絡がくる。	○	利用にあたっては使用条件があるため駅に問い合わせる。
JR 西日本	車内で利用できる大きさに制限がある。（長さ及び高さ120cm、幅70cm程度） 駅やサポートダイヤルに相談すれば個別の内容を聞いて、対応してもらえる。 サポートダイヤルなどについてはこちら： https://www.jr-odekake.net/railroad/service/barrierfree/		
JR 九州	みどりの窓口に直接または電話で申し込む。九州新幹線各駅、博多駅、小倉駅から出発する場合はウェブサイトでも申し込みでき（乗車・降車、購入駅は一部駅に限られる）、その後申し込み結果について電話で連絡がくる。	○	みどりの窓口に直接または電話で申し込む。ウェブサイトでも申し込みできる（条件は車いす対応座席と同じ）。



各社への問い合わせにより作表（2020年8月現在）

■ 航空会社（航空機を利用するとき）

車いすやストレッチャーを利用される方が航空機を利用される際の手続き・流れについてご紹介します。

□ 日本航空

車いすを利用している方

予約時	車いすの情報（手動（自走）タイプか電動タイプか、折り畳みの可否、サイズ、重さなど）を提供する。座席を指定する。その他、空港や機内で必要なお手伝いがあれば予約時に相談する。
搭乗手続き時	車いすを預ける場合、必要なお手伝いや車いす取り扱い方法、当日の体調などの確認に時間がかかる場合があるため、時間に余裕を持って空港へ到着する。 （目安：国内線出発1時間前、国際線：出発2時間前程度） 電動車いすの場合は、バッテリーが航空輸送制限品のため、種類の確認が行われる。
搭乗時	機内準備が整い次第はじめに機内に搭乗できる事前改札サービスが利用可能。
料金	12歳以上で、身体障害者手帳などを持っている方と、同じ便に搭乗する介護者1名までは障がい者割引が利用できる。また、その他各種割引運賃も利用できる。車いすの預かりは無料。

機内のストレッチャー（簡易ベッド）を利用する方

予約時	航空会社所定の診断書を提出し、ストレッチャーの在庫や関連する便の座席の確保、医療機器の確認などを行ったうえでストレッチャー利用の可否が決まる。
締切	便出発48時間前まで
搭乗時・到着時	搭乗時は一般の乗客より先に機内に搭乗できる。到着時は一般乗客の降機後の降機となる。
料金	12歳以上で身体障害者手帳などを持っている方と、同じ便に搭乗する介護者1名までは障がい者割引が利用できる。各種割引運賃も利用できる。ストレッチャーを利用する方、付添人などの航空券とは別途にストレッチャー料金がかかる。ストレッチャー料金は路線により異なる。

日本航空への問い合わせにより作表（2020年8月現在）

問い合わせ先：

お手伝いを希望されるお客さま専用デスク
（プライオリティ・ゲストセンター）
0120-747-707（無料）
03-5460-3783
受付時間：9:00～17:00 年中無休

□ ANA

車いすを利用している方

予約時	「歩行状況チェックシート」を用いて、歩行の状況と車いすの利用状況、車いすの情報（折り畳みの可否、サイズ、重さなど）を提供し、座席を指定する。 ※車いすの大きさによっては貨物室に預けられない場合もある。
搭乗手続き時	原則、搭乗手続き時に車いすを預け、空港用の貸し出し車いすを利用する。電動車いすで、バッテリーの目視確認ができない場合は、バッテリーの種類がわかるもの（取り扱い説明書など）を持参する。
料金	12歳以上で、身体障害者手帳などを持っている方と、同じ便に搭乗する介護者1名までは障がい者割引が利用できる。 ※詳細はANAのウェブサイトでご確認ください。

機内のストレッチャー（簡易ベッド）を利用する方

予約時	希望便について申し込み、座席の確保などの確認後に利用の可否の連絡がある。搭乗日の数日前までに航空会社指定の診断書を送っておく。
搭乗時・到着時	搭乗時は一般の乗客より先に機内に搭乗できる。到着時は一般乗客の降機後の降機となる。
料金	お客様運賃のほかにストレッチャー料金が必要となり、料金は申し込み時に確認できる。

ANAへの問い合わせにより作表（2020年8月現在）

問い合わせ先：

ANAおからだの不自由な方の相談デスク
0120-029-377（無料）
0570-029-377
受付時間：9:00～17:00 年中無休

参考情報 バリアフリー情報を活用してみましょう

○ みんなでつくるバリアフリーマップWheeLog!アプリ

一般社団法人WheeLogが運営するバリアフリーマップアプリで、車いすを利用される方からの投稿や自治体からのバリアフリー情報を反映しています。車いすで走行したルートや利用したトイレ・レストランなどのバリアフリー情報がマップ上で共有されています。

リンク先:

WheeLog!

アプリは無料でダウンロードできます。
<https://www.wheelog.com/>



○ らくらくおでかけネット

交通エコロジー・モビリティ財団が運営するウェブサイト「らくらくおでかけネット」では、鉄道駅や空港ターミナルなどの車いすでの移動情報や車いす対応トイレの有無などの情報が掲載されています。駅名などで情報を検索することができ、駅構内図やターミナル構成図を確認することもできます。

リンク先:

らくらくおでかけネット

<https://www.ecomo-rakuraku.jp/ja>



参考情報 移動のサポートとなるマーク

○ ヘルプマーク、ヘルプカード



東京都が作成し、全国で導入が進んでいるピクトグラムで、街中や交通機関で配慮が必要な方のためのマークです。ストラップ式のヘルプマークが配布されています。ヘルプカードは、連絡先などが記載でき、災害や日常生活で困ったときなどに周囲の人に手助けをお願いできるカードです。

問い合わせ先:

お住まいの市町村の窓口など(都道府県・市町村によって異なります)

○ 車いすであることを知らせるマーク

子ども用車いす(バギータイプの車いす)はベビーカーと間違えられやすく、外出時に周囲から折り畳むよう求められることもあります。子ども用車いすの存在を伝え、ベビーカーと誤認されないためのマークが作成されています。

バギーマーク®



ハンドメイド介護グッズの店mon mignon pêche(ママ ミニョン ペッシュ)が作成しているマークで、車いすに表示できるよう関連商品を販売しています。

問い合わせ先:

mon mignon pêche

<http://buggymark.jp/>



子ども車いすマーク



子ども車いすの認知度を高める啓発活動を行っている一般社団法人mina familyが作成したマークです。マークはウェブサイトからダウンロードでき、個人が子ども車いすに表示する場合は、団体への申請を行わなくても使うことができます。ショッピングサイトでは子ども車いすのシールやキーホルダーを販売しています。

問い合わせ先:

一般社団法人mina family

<https://www.mina-family.jp/>



災害に関する支援

地震や台風などの災害は避けることができませんが、事前に対策をとっておくことで、被害を軽くすることができます。ここでは、災害への備えや災害発生後の行動などについてまとめられた手引きをご紹介します。

■医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル

国立研究開発法人国立成育医療研究センターが、在宅で医療機器を使用している子どものために作成した災害対応マニュアルです。災害による停電時の電源確保を重要視し、外部電源の確保、電気を使わない器具の準備など停電への備えを中心とした情報が掲載されており、無料でダウンロードすることができます。

リンク先:

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
災害対策マニュアル改訂版

<https://www.ncchd.go.jp/news/2019/20190823.html>



参考情報 お住まいの自治体・地域の災害対策を確認してみましょう

○防災マニュアル・ガイドブック

自治体では、一般の方を対象とした防災マニュアルやガイドブック以外に、難病の方や避難時にサポートが必要な方のためのマニュアルやガイドブックを作成している場合があります。

また、災害時に避難行動要支援者をサポートするために避難行動要支援者名簿を作成していたり^{※1}、一般の避難所では生活に支障をきたす方を受け入れる福祉避難所^{※2}の確保を進めていたりします。万が一のときに必要な支援が受けられるよう、お住まいの市町村の災害対策を確認しておくことをおすすめします。

※1 避難行動要支援者の避難行動支援

自治体では、災害発生時に一人で避難することが難しく、支援が必要な方を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しています。避難行動要支援者の情報は、本人の同意を得て消防機関などに情報提供を行い、災害時には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者（消防など）に提供されることになっています。

※2 福祉避難所

災害発生時に、障害のある方や難病患者の方、高齢者など、一般の避難所では生活に支障をきたす方を受け入れる避難所です。市町村は福祉避難所と指定する施設を選定し、指定しています。



生活費をサポートする 制度やサービス (年金・社会手当)

20歳になると支給される障害基礎年金のほか、いくつかの社会手当があります。社会手当には、以下に紹介する法律で定められているもの以外に、自治体が独自に実施しているものもあります。

乳幼児 (0~5歳)	小学生 (6~12歳)	中学生 (13~15歳)	高校生~ 20歳未満 (16~19歳)	20歳以上
特別児童扶養手当				障害基礎年金
障害児福祉手当				特別障害者手当

申請先:  市町村

● 障害基礎年金

20歳以上の方で、支給要件を満たす方に支給されます

国民年金に加入しているあいだ、または20歳前に初診日のある病気などによって、障害の状態になったときは、障害の程度によって障害基礎年金が支給されます。20歳前に障害があると認定された方には、所得による制限があります。

支給額:

年額 1級:977,125円、2級:781,700円
(子の加算を含まない。物価変動率によって改定される)

申請に必要な書類:

年金請求書、住民票、診断書、受診状況等証明書、病歴・就労状況等申立書、銀行口座を確認できる書類など

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口(主として保険年金部門)、
日本年金機構の各年金事務所

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



● 障害児福祉手当

20歳未満の常時介護を必要とする方に支給されます

重度な障害のために日常生活において常時の介護を必要とする、身体障害者手帳の1級ないし2級の一部程度の方で、20歳未満の方に支給されます。所得による制限があります。

支給額:

ひと月あたり 14,880円(物価変動率によって改定される)

申請に必要な書類:

申請書、診断書、銀行口座を確認できる書類など

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口(主として障害福祉部門)

● 特別障害者手当

20歳以上の常時特別な介護を必要とする方に支給されます

著しく重度な障害のために日常生活において常時特別な介護を必要とする、20歳以上の方に支給されます。所得による制限があります。

支給額:

ひと月あたり 27,350円(物価変動率によって改定される)

申請に必要な書類:

申請書、診断書、銀行口座を確認できる書類など

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口(主として障害福祉部門)

● 特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある方を育てている保護者に支給されます

身体障害者手帳の1級から3級程度の障害のある20歳未満の方を育てている保護者に支給されます。所得による制限があります。

支給額:

ひと月あたり 1級:52,500円、2級:34,970円
(物価変動率によって改定される)

申請に必要な書類:

申請書、診断書、銀行口座を確認できる書類など

問い合わせ先:

お住まいの市町村の相談窓口(主として障害福祉部門)

年金・社会手当以外の制度

障害基礎年金、特別障害者手当以外にも、経済的な自立が難しい場合に生活費をサポートするさまざまな制度があります。いずれも申請しなければ制度を利用できませんので、ご自身に必要な支援があれば、まずは相談窓口にご相談してみましょう。

● 生活困窮者自立支援制度

一人ひとりに合わせた支援プランを作成し、自立に向けた支援をします

何らかの理由で経済的に困難な状況にあり、最低限度の生活を送ることができなくなるおそれのある方に対し、生活保護に至る手前で自立を支援する制度です。

□ 自立相談支援事業

生活に困っていたり、不安があるときなどに、相談窓口の支援員が、一人ひとりに合った支援プランを立てて支援を行うものです。

□ 住宅確保給付金

離職、勤め先の休業などで経済的に厳しくなり、住むところを失ったり、賃貸住宅の家賃が払えなくなった方が対象で、原則3か月、家賃相当額を自治体が大家に支払います。収入と資産に関する支給要件が定められており、申し込み後に審査があります。

申請に必要な書類:

本人確認書類、離職や休業を証明する書類、収入要件を満たすことが確認できる書類など

問い合わせ先:

お住まいの市町村の自立相談支援機関、
お住まいの市町村に自立相談支援機関がなければ都道府県、市町村

● 生活福祉資金貸付制度

都道府県社会福祉協議会が実施し、市町村社会福祉協議会が窓口となっている貸付制度です

低所得者世帯(市町村民税非課税程度)、障害者世帯、高齢者世帯を対象とし、貸付額は貸付資金の種類によって異なります。

貸付金の種類:

・総合支援資金:

「生活支度費」「住宅入居費」「一時生活再建費」がある。

原則として生活困窮者自立支援制度の自立支援事業の利用が貸付の要件となる。

・福祉資金:

「緊急小口資金」「福祉費」がある。緊急小口資金は原則として生活困窮者自立支援制度の自立支援事業の利用が貸付の要件となる。

・教育支度資金:

「教育支度費」「就学支度費」がある。

・不動産担保型生活資金:

高齢者世帯に対し不動産を担保として生活資金を貸し付ける「不動産担保型生活資金」「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」がある。

申請に必要な書類(総合支援資金の場合):

借入申込書、世帯全員分の住民票の写し、本人確認書類、世帯収入が確認できる書類など

問い合わせ先:

お住まいの市町村の社会福祉協議会

● 生活保護

生活に困っている方に対して生活に必要な保護費が支給されます

収入が国の定める最低生活費に満たない場合に、最低生活費と収入の差額が保護費として支給されます。生活保護は、国の責任で行われている健康で文化的な最低限の生活の保障であり、国民は要件を満たせば保護を求めることができます。

支給額:

お住まいの地域や世帯の状況によって異なる

申請に必要な書類:

申請書のほか、収入の証明などが必要になる場合がある

問い合わせ先:

お住まいの地域を所管する福祉事務所の窓口

その他のサービス

公的な制度のほかにも難病の方などを対象としたサービスが提供されています。上手に活用していきましょう。

□ 携帯電話利用料金割引

ドコモ (NTTドコモ)、au (KDDI)、ソフトバンクでは、障害者手帳や特定医療費 (指定難病) 受給者証等の交付を受けている方を対象に携帯電話の基本使用料などの割引を行っています。割引の内容は各会社ごとに異なります。

問い合わせ先:

ドコモインフォメーションセンター

ドコモの携帯電話からの場合 151

一般電話からの場合 0120-800-000

お近くのauショップ

お近くのソフトバンクショップ